

令和3年度就学資金対象者募集案内
(鍼灸師養成施設入学等便宜措置希望者)
(日本語版)

令和2年11月1日
公益財団法人 中国残留孤児援護基金

日本に帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人本人並びにその子弟等が日本社会で自立するため、必要な知識及び技能を修得しようとして、鍼灸師養成施設に入学を希望する者に対し、次により資金を貸与します。

1. 対象者

次の条件に全て該当する者

- (1) 日本への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人本人、その配偶者、二世及び三世並びにそれぞれの配偶者であること。
- (2) 中国において医療に従事していた者であること。
- (3) 大学入学資格を有している者であること。
- (4) 日本語会話が十分可能な者であること。
- (5) 養成施設入学から、就学期間満了までの自己の健康管理ができる者であること。
- (6) 原則として、就学期間満了時の年齢が60歳未満の者であること。
- (7) 貸付対象者の属する世帯の前年所得額(控除額を除いた額)が、家族一人あたり150万円以内であること。

2. 募集人員 4名

3. 選考基準

上記、1の条件を満たす者で帰国後短期間において自立を目指して努力している者。

4. 就学資金の貸与額

入学資金 …… 入学時 50万円以内

就学資金 …… 月 額 3万円以内

5. 貸与期間

原則として入学時から卒業時まで貸与します。

6. 申請手続及び申請締切

所定の申請書に必要書類を添付し、令和2年12月15日(火)までに当援護基金に必着するよう申込むこと。

【申込み時に提出する書類】

(1) 就学資金貸与申請書(鍼灸特・措)

申請書は必ず就学する本人が自筆し、連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が自筆して下さい。

(2) 履歴書(中国での就学については小学、中学及び高等学校の入学年月日並びに卒業年月日を記載すること)

(3) 前記履歴書の就学期間を証明することができる書類

(4) 中国において医療に従事していたことを証明することができる書類

(5) 日本語を学習した機関の発行する成績証明書

(6) 申請世帯及び連帯保証人の課税証明書又はこれに代わる所得を証明できる書類(生活保護受給世帯の場合は、生活保護証明書が必要です。)

(7) 対象者であることを証明できる書類(残留邦人本人と一緒に帰国した者は、自立支度金の支給決定通知書、永住帰国者証明書のいずれかのうちのコピーで結構です。呼び寄せで帰国した者は、残留邦人の自立支度金の支給決定通知書、残留邦人との親族関係公証書等のコピー、申請者本人の来日年月日を証明するもの、住民票、日本国籍の方は戸籍謄本)。

(8) 健康診断書

7. 決定又は内定

申請書類、筆記試験及び面接(又は電話)により審査を行い結果を本人あてに通知する。

8. 受験日及び受験施設

当援護基金の就学援助決定(又は内定)者に対して、東洋療法学校協会が指定された養成施設を受験する。

9. 貸与手続

決定通知又は内定通知を受けた者は、契約書その他の書類を提出しなければならない。

10. 就学資金の返還

卒業(修了)後、下記「就学資金返還年数、年額算出表」のとおりとします。ただし、無利子とする。

就学資金返還年数、年額算出表

貸付金額	年間返還金額(目途)	最長返還年数
680,000円以下	85,000円	8年間
690,000円～1,000,000円	86,250円～125,000円	8年間
1,010,000円～1,580,000円	87,300円～122,000円	13年間

11. その他

(1) 生活保護受給世帯の場合、本人は生活保護の対象から外れることがあります。

(2) 養成施設等で使用する教材の購入費は自己負担です。

〈募集案内についての問い合わせ先〉

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

住所 〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-5-8

オフィス虎ノ門1ビル7階

TEL 03-3501-1050

FAX 03-3501-1026

Email: kashitsuke@engokikin.or.jp

令和3年度就学资金对象者募集概要
(希望进入特殊照顾的针灸师培训设施等的入学者)
(中文版)

令和2年11月1日
公益财团法人 中国残留孤儿援护基金

回到日本的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人及他们的子女等，为了能够在日本社会自立，想要学习必要的知识和技能，对希望进入培训针灸师学校学习者，可以按下列条件给以就学资金的贷款。

1. 募集对象

必须完全符合下列条件者

- (1) 原则上，在申请时应该是回到日本定居不满10年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人及其配偶、二代和三代及他们的配偶。
- (2) 在中国曾经从事过医疗工作的人。
- (3) 有能够进入大学入学资格的人。
- (4) 具有一定的日语会话能力的人。
- (5) 能够对自己从进入培训设施开始，到学习期满为止期间的健康管理。
- (6) 原则上规定，在学习结束时的年龄要不满60岁的人。
- (7) 贷款者所有家属的去年所得额（即：除了扣除额所剩的金额），每一位家庭成员的年平均额应该在150万日元以内。

2. 募集人数 4名

3. 选拔标准

符合上述第1项所有条件，在回国后较短的时间内以自立为努力目标的人。

4. 就学资金的贷款额

入学资金	入学时	50万日元以内
就学资金	月 额	3万日元以内

5. 贷款期限

原则上是从入学时开始，到毕业时为止。

6. 申请手续及申请截止日期

请将所规定的申请书及必要的材料备齐以后，必须在令和2年12月15日（星期二）之前，提交到本援护基金。

【申请时需要提交的材料】

(1) 就学资金贷款申请书（针灸特・措）

申请书必须由就学本人亲自填写。连带保证人的栏目，也应该由连带保证人本人亲自填写。

(2) 履历书（写清楚在中国的小学、中学至高中的各个阶段入学及毕业的年月日。）

(3) 能够证明上述履历书上的就学期间的毕业证书。

(4) 在中国曾经从事过医疗工作的职业证明书。

(5) 由曾经学习过日语的学校所发行的日语成绩证明书。

(6) 申请家庭成员及连带保证人的纳税证明书或能够代替所得收入的证明材料。（接受生活保护的家庭，请提交接受生活保护的证明书）

(7) 能够证明本人是符合募集对象的材料（同遗华日本人本人一起回国的人，要提交「自立准备金的支給决定通知书」或「永住回国者证明书」的其中的某一件的复印件。由遗华日本人回国以后，再办理召集来日本的人，要提交遗华日本人的「自立准备金的支給决定通知书」、以及同遗华日本人本人的亲属关系公证书等的复印件或者其他能够证明申请者本人回国年月日的证明、住民票，日本国籍的人需要提交「户籍副本」。）

(8) 健康诊断书

7. 决定或者内定

根据提交的申请材料、笔试及面试（或电话）进行审查，其结果将直接通知本人。

8. 考试日期及考试部门

本援护基金已经决定的（或内定的）就学援助对象者，由东洋疗法学校协会在指定的培训设施进行考试。

9. 贷款的手续

收到决定通知或内定通知的人，还需要提交契约书等其他材料。

10. 就学资金的还款

毕业（结业）以后，要按着下面「就学资金还款年数、年额计算表」还清。但是无利息。

就学资金还款年数、年额计算表

贷款金额	每年还款金额（目标）	最长还款年数
680,000日元以下	85,000日元	8年
690,000日元～1,000,000日元	86,250日元～125,000日元	8年
1,010,000日元～1,580,000日元	87,300日元～122,000日元	13年

11. 其他

(1) 接受生活保护的家庭，其本人可能不再成为生活保护的对象。

(2) 在培训设施等所使用的教材的购买费要自己负担。

募集咨询处

公益财团法人 中国残留孤儿援护基金

地 址 邮编105-0001

东京都港区虎ノ门1-5-8

オフィス虎ノ门1ビル7楼

电话号码 03-3501-1050

传真号码 03-3501-1026

Email: kashitsuke@engokikin.or.jp